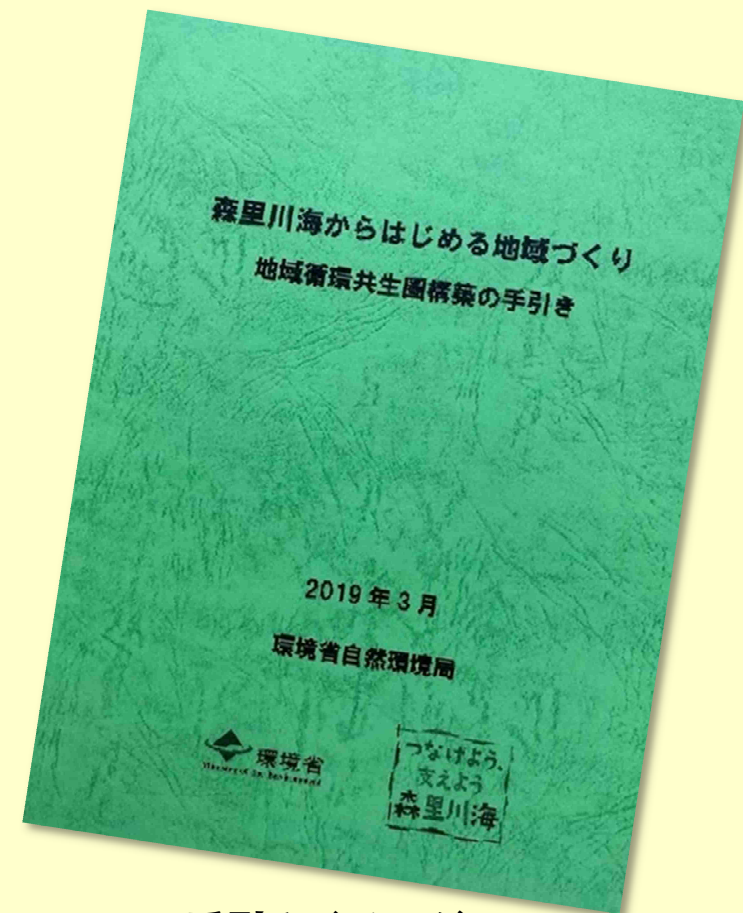


# 自然再生全体構想作成の手引き（骨子案）

## 自然再生全体構想作成の手引き（仮称）の作成

- 法定協議会の設立や運営を行う上で参考となる「手引き」を作成。
- 法定協議会化を目指す地域の活動団体や、これを支援する自治体担当者が資料集として活用できるものを目指す。
- 作成した手引きは、法定協議会化を目指す地域の活動団体や自治体担当者等に提供することを想定。



手引きイメージ

# 「手引き」の構成①

## 1. 自然再生とは

自然再生と、自然再生にかかる制度や法律、これに基づく事業実施の流れ等の基本的な事項などについて、丁寧に説明。

## 2. 自然再生協議会の設立と運営

自然再生協議会とは何か、どういったメリットがあるのか、具体的どのように設立し、どのように運営すればよいのかなどについて、丁寧に説明。

## 3. 自然再生全体構想の作り方

自然再生全体構想とはどういった構成で、どういった内容のものであるか。どのように実現可能な目標を設定し、どのように参加者と役割分担するかなどについて、丁寧に説明。

## 4. 自然再生事業実施計画の作り方

自然再生協議会を立ち上げた後、自然再生全体構想を実現するために、自然再生事業実施計画を具体的にどのように策定すればよいか。

### 自然再生 全体構想作成 の手引き

今年度、請負業務を発注し、事例等を収集して、手引きの素案を作成する予定

### 自然再生 事業実施計画 事例集(仮称) など

## 【「自然再生全体構想作成の手引き」の構成イメージ】

### 1. 自然再生とは

- 1-1 自然再生とは
- 1-2 自然再生推進法とその考え方
- 1-3 自然再生推進法に基づく事業実施の流れ

### 2. 自然再生協議会の設立・運営

- 2-1 自然再生協議会とは
- 2-2 自然再生協議会設立のメリット
- 2-3 自然再生協議会の設立と運営

### 3. 自然再生全体構想の作成

- 3-1 自然再生全体構想とは
- 3-2 自然再生全体構想の構成と解説
- 3-3 目標達成のための取組等の記載方法

### (巻末) 参考資料集

# 第1章 自然再生とは

## 1-1. 自然再生とは

- 自然再生の目的は、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことにあります。
- 自然再生の取組には、行政機関、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家など、多様な主体に参加を求めする必要があります。
- 自然再生事業は、陸域の森林、草原、里地里山、陸水域の河川、湖沼、湿原、海域の砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系が対象になります。
- 自然再生には、「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」の4つの行為が含まれますが、「代償措置（ミティゲーション）」は含まれません。

# 第1章 自然再生とは

## 1-2. 自然再生推進法とその考え方

自然再生推進法は、自然再生の推進に関する基本的方向を定めるとともに、地域に固有の自然環境を取り戻すための自然再生事業を、地域の多様な主体が参加して進めていくための枠組みや手順を定めたものです。

地域からの発意により、地域の多様な主体が参加して、自然再生協議会の場で合意形成を図りながら、自然再生を進めていくことが大きな特徴の一つです。（「ボトムアップ方式」などと表されることがあります。）

自然再生推進法は2003年（平成15年）1月に施行されました。なお、法に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための自然再生基本方針についても同年4月に閣議決定されるとともに、自然再生の一層の推進を図るため、2008年（平成20年）10月、2014年（平成24年）11月に同基本方針の変更が行われています。

# 第1章 自然再生とは

## 1-2. 自然再生推進法とその考え方

### ア 法律の目的

自然再生推進法は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。（自然再生推進法第一条）

そのため、この法律には、

- ✓ 自然再生についての基本理念
- ✓ 実施者等の責務
- ✓ 自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項

が定められています。

# 第1章 自然再生とは

## 1-2. 自然再生推進法とその考え方

### イ 自然再生の定義

「自然再生」の定義は、自然再生推進法第二条に規定されており、自然再生を目的として実施される事業は「自然再生事業」といいます。

「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

(自然再生推進法第二条)



# 第1章 自然再生とは

## 1-2. 自然再生推進法とその考え方

### ウ 法律の基本理念

実施者(自然再生を行おうとする者)は、以下に示す自然再生推進法第三条の基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。

- 多様な主体の参加と連携
- 科学的知見に基づく実施
- 順応的な実施
- 自然環境学習の推進
- 地域の産業と連携した取り組み
- 希少種の保全、外来種対策

## 1-3. 自然再生推進法に基づく事業実施の流れ

自然再生推進法では、これまでの国から都道府県、都道府県から市町村へというトップダウン型の事業の進め方ではなく、地域の発意によって自然再生協議会を組織し、自然再生協議会は自然再生全体構想を策定し、そして、実施者は全体構想に基づき自然再生事業実施計画を策定して事業を実施するといったように、地域の自主性や主体性の尊重、地域の様々な主体の参加と連携をもとにしたボトムアップ型による事業の進め方が特徴となっています。

- 
- こうした自然再生事業の特徴を踏まえ、事業実施の流れを図などを用いて丁寧に解説します。

### 2. 自然再生協議会の設立・運営

#### 2-1. 自然再生協議会とは

##### ア. 自然再生協議会とは

「自然再生協議会」で行う以下の事務について丁寧に解説します。

- ✓ 自然再生全体構想の作成
- ✓ 実施計画の作成
- ✓ 自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ✓ 自然再生事業の実施に係る連絡調整

##### イ 協議会の構成イメージ（多様な主体の参加）

自然再生は地域の多様な主体が連携し実施されるものであることから、協議会にはできるだけ、地域の多様な主体が参加することが重要であることを、イメージ図等を用いてわかりやすく解説します。

##### ウ 自然再生協議会の設立事例

2019年（平成31年）3月末時点では、全国で26の自然再生協議会が設立されており、参考となる様々な活動が既に各地で行われています。

自然再生の活動のイメージを持っていただくために、こうした各協議会の取組概要を巻末資料に加え、紹介します。

### 2-2. 自然再生協議会設立のメリット

- 地域の自主的かつ積極的な取組が実施できます。
- 多様な主体を巻き込むことで、取組の基盤が強化されます。
- 多様な主体の参加により、新たなアイデアが生まれます。
- 法律に基づく取組により、対外的な信用度が高まります。
- NPO等民間団体の発意による協議会に、行政が参加します。
- 国の自然再生担当より情報提供を受けることができます。
- 科学的知見に基づいた実施に対して、専門家の助言を受けることができます。
- 法律に基づく取組として、活動の発信力が高まります。
- 他の協議会とのネットワークを通じた情報交換が可能になります。

## 第2章 協議会の設立・運営方法

### 2-3. 自然再生協議会の設立と運営

- **自然再生協議会設立の発意と参加者の募集の仕方**  
協議会設立の発意主体、地域住民への働きかけ方、参加者の募集方法について丁寧に説明。
- **準備会の開催方法**  
想定される主要な協議会参加者によって協議・準備を行う準備会について、開催手順・進め方などについて丁寧に説明。
- **協議会規約の作成方法**  
各協議会で作成している規約を参考に、規約の見本版を作成・例示。
- **円滑な合意形成のやり方**  
合意形成にあたって、各協議会で工夫している内容などを紹介。
- **情報公開の方法**  
協議会の運営状況に係る一般的な公開手法を事例を踏まえ解説。
- **専門家の協力を得るための方法**  
地域の専門家と団体とのマッチング方法について事例を中心に解説。

## 第3章 自然再生全体構想の作り方

### 3-1. 自然再生全体構想とは

自然再生全体構想がどのようなものかについて、次のような点に焦点を当てながら、詳しく解説します。

- 自然再生協議会は、自然再生基本方針に則して「自然再生全体構想」を作成し、個々の自然再生事業実施計画の上位の構想として、長期的な観点から地域における自然再生の全体的な方向性を示すものであること。
- 全体構想は、地域の自然再生事業の指針となることから、作成にあたっては協議会において十分な協議を行うことや、協議会のメンバーが目標や個々の活動の方向性を共有できるものとするのが重要であること。
- 作成した全体構想は不変ではなく、自然環境の再生状況や自然再生事業のモニタリングの結果等を踏まえて、自然再生協議会が主体となって随時順応的に見直しを行っていくことが重要であること。

# 第3章 自然再生全体構想の作り方

## 3-2. 自然再生全体構想の構成と解説

### (1) 自然再生の対象となる地域

全体構想において、「自然再生の対象となる区域」は地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があることを事例を示しながらわかりやすく解説。

### (2) 自然再生の目標

全体構想においては、対象区域における自然再生の目標を、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があることを、事例なども交えながらわかりやすく解説。

### (3) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

全体構想では、「協議会に参加する者の名称又は氏名、及びその役割分担」を定める必要があることを、役割分担を調整する際の留意点や、実際の役割分担事例などを示しつつわかりやすく解説。

### (4) その他自然再生の推進に必要な事項

①目標達成に必要な自然再生事業の種類、②実施状況の監視（モニタリング）事項、③自然環境学習の推進事項等、協議会毎に具体的にどのような事項を定めることが想定されているのかの概略について、丁寧に解説します。

## 第3章 自然再生全体構想の作り方

### 3-3. 目標達成のための取組等の記載方法

自然再生全体構想では、目標を達成するために必要な取組の内容は「その他自然再生の推進に必要な事項」の中で整理して記載されます。

具体的には、目標達成に必要な「自然再生事業等の取組の種類と概要」、「モニタリングの概要」、自然再生事業実施後の「維持管理の概要」など項目を掲げて記載される事例が多いことから、項目毎に次の注意点等について説明を加えながら、わかりやすく解説します。

- 「自然再生事業等の取組の種類と内容」を記載するときの注意点
  - ✓ 地域の課題や目標を踏まえ、様々な視点で検討することが重要であることから、多様な取組の事例を紹介しつつ解説。
  - ✓ 取組、目標、課題等の関係性を文章や図で示す等、読者に分かりやすくするためにはどういった工夫が必要か事例などを紹介して解説。
  - ✓ 協議内容に応じて、取組のスケジュールや優先順位を検討するなど、留意点について説明。



## 第3章 自然再生全体構想の作り方

### 3-3. 目標達成のための取組等の記載方法（続き）

- 「モニタリングの概要」を検討・記載するときの注意点
  - ✓ 事業実施中、実施後のモニタリングの重要性を説明。
  - ✓ モニタリング結果をもとに、専門家の協力を得ながら、どのように全体構想の見直しを行い、事業に結果を反映させていくかについて、事例をまじえて解説。
  
- 「維持管理の概要」を検討・記載するときの注意点
  - ✓ 重点的に維持管理を行う場所等のゾーニングや、自然環境そのものだけではなく、観察施設や道等の維持管理など、維持管理の基本方針、維持管理項目、役割分担などを決定する際の注意点などを、事例をまじえてわかりやすく解説。